

6. 文化財保護法に基づく文化的景観

特定地区を中心とする手賀沼ふれあいライン推進ゾーン及び我孫子駅・公園坂通り推進ゾーンを文化財保護法第2条第5号で掲げる文化的景観と定める。

7. その他

1 景観重要公共施設の整備に関する事項

法第8条第2項第5号口の規定による、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設、下水道法による下水道、都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地、特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留施設、地すべり等防止法による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設のうち、景観重要公共施設の整備に関する事項については、今後、対象となる事業について定めるものとします。

2 景観重要公共施設の基準

法第8条第2項第5号八の規定による、「景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの」については、今後、景観形成推進ゾーンにおけるオープンカフェや河川敷の利用などの事業の発生にあわせて定めるものとします。

3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

法第8条第2項第5号二の規定による、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項については、手賀沼農舞台計画や谷津ミュージアム計画などの進捗にあわせて定めるものとします。